

「約款」の構成

「約款」は、基本的にはつぎのような構成になっています。条文によっては「項」や「号」がない場合もあります。

条 … 「第X条」と表記されています。「第X条」の右には、「条」の内容を簡潔に表現した「条題」が記載されています。

項 … 「X. 」と表記されています。

号 … 「(X)」と表記されています。「条」や「項」の中で、列挙することがらがある場合に「号」を設けて記載します。

※文中のXは数字です。

【例】 「一時払養老保険（H11）普通保険約款」の第8条の場合

第8条

第8条（当会社の責任開始期および契約日）

第1項

1. 当会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

第1号

(1) 保険契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合
一時払保険料を受け取った時

第2号

(2) 一時払保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
一時払保険料充当金を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）

第2項

2. 契約日は、当会社が責任を開始する日の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、この日を基準として計算します。

第3項

3. 当会社が責任を開始する日から契約日の前日までの間に、保険金の支払事由が生じたときは、第2項の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、当会社が責任を開始する日を基準として再計算します。この場合、第1項の責任を開始する日を契約日として保険契約上の責任を負い、保険料の過不足分があるときは、支払うべき保険金と清算します。

第4項

4. 当会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付し、これをもって承諾の通知とします。この場合、保険証券には、保険契約を締結した日を記載せず、第2項の契約日を記載します。